

無許可営業について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

（一般廃棄物処理業）

第7条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあっては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物（古紙、くず鉄（古銅等を含む。）、あきびん類、古繊維）のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

第5章 罰則

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第7条第1項の規定に違反して、一般廃棄物の収集若しくは運搬を業として行った者

【見解】

無許可営業に該当しない。

【理由】

持ち去り行為は「業」に該当しないため。

「業」とは、廃棄物の収集又は運搬を特定又は不特定の人を対象に社会性をもって反復継続して行うことを意味する。

持ち去り行為については、社会性があるとはいえず、また反復継続性についても疑わしいため、「業」には該当しない。